

別表第1 (第5条関係)

(昭50規則5・昭60規則51・一部改正)

ばい煙に係る特定施設

施設名	規模
<p>ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガスを熱料として専焼させるものを除く。)</p>	<p>日本工業規格 B8201 及び B8203 の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が8平方メートル以上10平方メートル未満で、かつ、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満のもの(重油換算は、重油10リットル当たりが、液体燃料は10リットルに、ガス燃料は16立方メートルに、固体燃料は16キログラムに、それぞれ相当するものとする。)</p>